

保護者様

大阪市立西中島小学校
校長 田原口 昭貞

非常変災時等の措置について

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、「危険警報」が新たに位置づけられました。

つきましては、これまでの「非常変災時の措置について」に「危険警報」を追加し、下記の通りいたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

<臨時休業措置の基準>

午前7時の時点で、次にあげる態様及び規模の災害等が発生した場合には、臨時休業とします。

また、午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、次にあげる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、臨時休業とします。

ア 大阪市において、「暴風（暴風雪）警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発令された場合。（河川氾濫に係る警報等は、「イ」の措置基準に準じる）

イ 淀川区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合 ※（気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市より発令される避難情報に基づき判断してください）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合

ただし、上記ア～ウに関わらず、「暴風（暴風雪）警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害やその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、学校長の判断により臨時休業措置とします。

<その他>

- ・非常変災時には、児童の安全を第一に考え、災害状況に合わせた対応をいたします。
- ・河川氾濫の発令情報については、大阪市HP・おおさか防災ネット・大阪市危機管理室X・LINE 大阪市公式アカウント・防災スピーカー等を参考にしてください。
- ・登校後の対応につきましては、引き渡しもしくは集団下校等を実施する場合がありますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
（緊急の際には、「ミマモルメ」からのメール配信、ホームページの掲載等を行います。）
- ・児童帰宅後のご家族の方が不在であることが事前にわかる場合は、安全を考えた上で、学校に待機させる場合があります。

<お願い>

- ・学校へ直接電話での問い合わせをされますと、その電話対応で災害対応ができなくなる場合があります。電話での問い合わせはご遠慮ください。
- ・ミマモルメの未登録の方は、緊急時に備え登録をお願いいたします。
- ・自宅・携帯電話番号の変更があった場合は、担任まで必ずお知らせください。